

(別添4)

「業務の概要及び企画書作成事項」の内容について

「業務の概要及び企画書作成事項」は、次の項目立てにより、「業務の概要及び企画書作成事項」を作成する。

1 業務の目的

環境省では政府が2016（平成28）年3月にとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に「国立公園満喫プロジェクト」を推進しており、富士箱根伊豆国立公園富士山麓地域（以下「当該地域」という。）では、「ステップアッププログラム2025（以下「SUP」という。）」を策定し、取組を進めている。

SUPには、「トレイル（登山道）」に関連する取組が多く掲げられており、トレイルの活用が、特定のスポットへの利用の集中や滞在期間の短さ等の当該地域における国立公園利用上の課題解決に向けて重要な「要素」となっている。

2023（令和5）年度には、「山中湖」において、トレイルを活用した保護と利用の好循環となるネイチャーポジティブなビジネスモデル（別添1）を作成した。

ネイチャーポジティブな仕組みの中で、SUPの目標や各取組を達成していくためには、地域の自然・歴史・文化等の資源、価値やそれらを端的に伝えるストーリー等を整理し、関係者一体となって来訪者に提供していくことが重要である。

本業務は、当該地域における、東海自然歩道をはじめとするトレイルを中心とした、資源・価値・ストーリー等をまとめたインタープリテーション全体計画（以下「IP全体計画」という。）の作成、コンテンツ造成等を通し国立公園として感動的な自然体験を提供することで、来訪者の満足度を向上させるとともに、地域経済へ寄与していくことを目的とした業務である。なお、本業務においてはコンテンツを造成、実施及び検証し、継続的な販売につなげることが最も重要である。

2 業務の骨子

(1) IP全体計画作成に向けた調査

富士山の北麓と西麓をつなぐ東海自然歩道やトレイル（登山道）及びその周辺（別添2）についてのIP全体計画作成にあたり、(2)①～③の項目や(3)の取組のために必要と考えられる調査を提案、実施すること。

(2) IP全体計画の作成

富士山麓の東海自然歩道をはじめとしたトレイル及びその周辺のIP全体計画について、地域資源を掘り起こし、明文化することにより多くの関係者が参画し、活用でき、地域経済の活性化を促進する計画となることが重要である。そのための手法や内

容を提案するとともに、提案に沿って IP 全体計画を作成すること。作成にあたっては、IP 全体計画作成に精通した有識者を提案し、参画いただくこと。

なお、下記を含めること。

① 各エリア（別添4）のストーリー作成

「本栖湖およびその周辺エリア」と「田貫湖およびその周辺エリア」それぞれについて、ストーリーを作成する。

② 質的、量的管理の指標

SUP での質的・量的な指標を達成すべく、①の3エリアにおいて各エリアの特性や望まれる体験等を踏まえた質的・量的な指標の検討方法を提案し、提案に基づいて指標を設定すること。

③ 来訪者（ターゲット）

①の3エリアにおいて、②の質的・量的指標の達成や SUP の取組推進のために最適と考えられる外国人を含めた来訪者（ターゲット）についての設定方法を提案し、ターゲットを決定すること。

(3) IP 全体計画に基づく山中湖エリアの取組の提案

山中湖エリアにおいて、(2)で作成された IP 全体計画を活用しながら、SUP の目標達成やトレイルの活用を推進するために必要と思われる取組について提案し、(4)の試行時に実施可能な項目については併せて実施する。なお、本業務終了後も継続的に取組を実施していくためには主体的に参加する事業者が不可欠であるため、具体的な取組の検討は、地域住民、事業者等を交えて行うこと。以下は取組の例であるが、これらを組み合わせ、効果的かつ具体的な方法を提案すること。

① 人材育成

② ブランディング戦略

③ 旅行会社や交通事業者、DMO との関係性

④ 認知向上や利用増進に向けた情報発信やプロモーション

⑤ 企業や学校における社会貢献や研修活動としての活用

⑥ 周辺の美化、利用のマナー

⑦ 登山道の保全

(4) 「トレイル」をテーマとしたコンテンツの企画、試行、評価、検証

(2)や(3)を踏まえ山中湖エリアにおいて令和5年度に作成したストーリー（別添3）を体験でき、利用が保護への好循環となり、ネイチャーポジティブなビジネスプランに合致するトレイル整備等「トレイル」をテーマとした高付加価値なコンテンツを企画し、試行すること。企画内容については、事前に環境省担当官と協議の上、決定するものとする。併せて、今後の販売を見据え、定量的に事業効果を示せる指標等を設定し、試行後に検証、外国人を含む実績のまとめを行うとともに、マネタイズを考慮の上、販売計画案を作成すること。なお、評価・検証の際には「令和6年度富士箱根伊豆国立公園富士山麓地域満喫モデル事業実施業務」にて実施したコンテンツ等についても比較検証すること。加えて、企画したコンテンツの「国立公園における自然

体験コンテンツガイドライン」セルフチェックを行うこと。

3 履行期限

契約締結の日から 2025（令和 7）年 3 月 21 日（金）まで

4 成果物

紙媒体：報告書 10 部（A 4 版 200 頁程度）

IP 全体計画 100 部（A 4 版 70 頁程度）

電子媒体：報告書、IP 全体計画及び調査結果の電子データを収納した DVD-R 2 式報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：関東地方環境事務所国立公園課富士五湖管理官事務所

5 その他

(1) 環境省担当官との打合せ

環境省担当官（以下「担当官」という。）との打合せを、業務開始時、報告書作成時に加え、業務進捗状況に応じて定期的に行うものとする。業務開始時は業務計画書案を作成提示すること。打合せ後は、速やかに打合せ記録簿等（いずれも様式不問）を作成し、担当官の確認をとること。業務実施中は、打合せ以外に担当官と綿密な連絡を取り、進捗を報告すること。

(2) 協議会の運営と資料作成

担当官の指示のもと、本業務における収集・整理情報及び検討・実施結果をとりまとめ、環境省が開催する協議会（令和 6 年度中 1 回を予定。静岡県又は山梨県内を想定）に提出する資料を作成するとともに、会議の運営（会議の案内、準備・開催）、並びに会議後の議事概要及び議事録を作成すること。また同協議会における参加者からの意見の IP 全体計画や IP 全体計画に基づく取組への反映を行う。

(3) 過去の報告書、会議資料等

企画書を作成にするにあたり、希望者は必要に応じて「令和 3 年度富士箱根伊豆国立公園満喫プロジェクト推進業務」および「令和 4・5 年度富士箱根伊豆国立公園富士山麓地域適正利用推進体制検討業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：関東地方環境事務所国立公園課 津田 ([TEL:048-600-0816](tel:048-600-0816))

【その他 参考】

- ・富士箱根伊豆国立公園 SUP2025

(<https://www.env.go.jp/park/content/000223012.pdf>)

- ・富士箱根伊豆国立公園 SUP2025 アクションプラン
(<https://www.env.go.jp/park/content/000223016.pdf>)
- ・YAMANAKAKO TRAIL STORY
(<https://www.env.go.jp/park/content/000223029.pdf>)

6 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

(1) 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するので、富士山麓地域における保護及び利用上の課題、適正利用推進のために必要な条件を別紙様式Aに従い記述すること。

(2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

- ① 業務の骨子(1)に記述した調査について、調査方法を具体的に提案すること。調査項目、調査対象についても具体的に記述すること。
- ② 業務の骨子(2)に記述したIP全体計画の作成について、作成にあたっての手法、(2)①～③を含めた計画の全体像、役割分担、有識者等について具体的に提案すること。特に地域の多様な関係者がIP全体計画の意義を理解し、活用できるものとなることに留意して提案を行うこと。
- ③ 業務の骨子(3)に記述したIP全体計画に基づく山中湖エリアの取組について、SUPの目標達成やトレイルの活用推進、ネイチャーポジティブな仕組みの中での地域経済活性化への寄与等を考慮して、具体的に提案すること。

(3) 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

(4) 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

(5) 業務実績

過去5年間における国内観光地の適正利用に関する業務、IP全体計画作成業務の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

(6) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Fに従い、事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付

すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

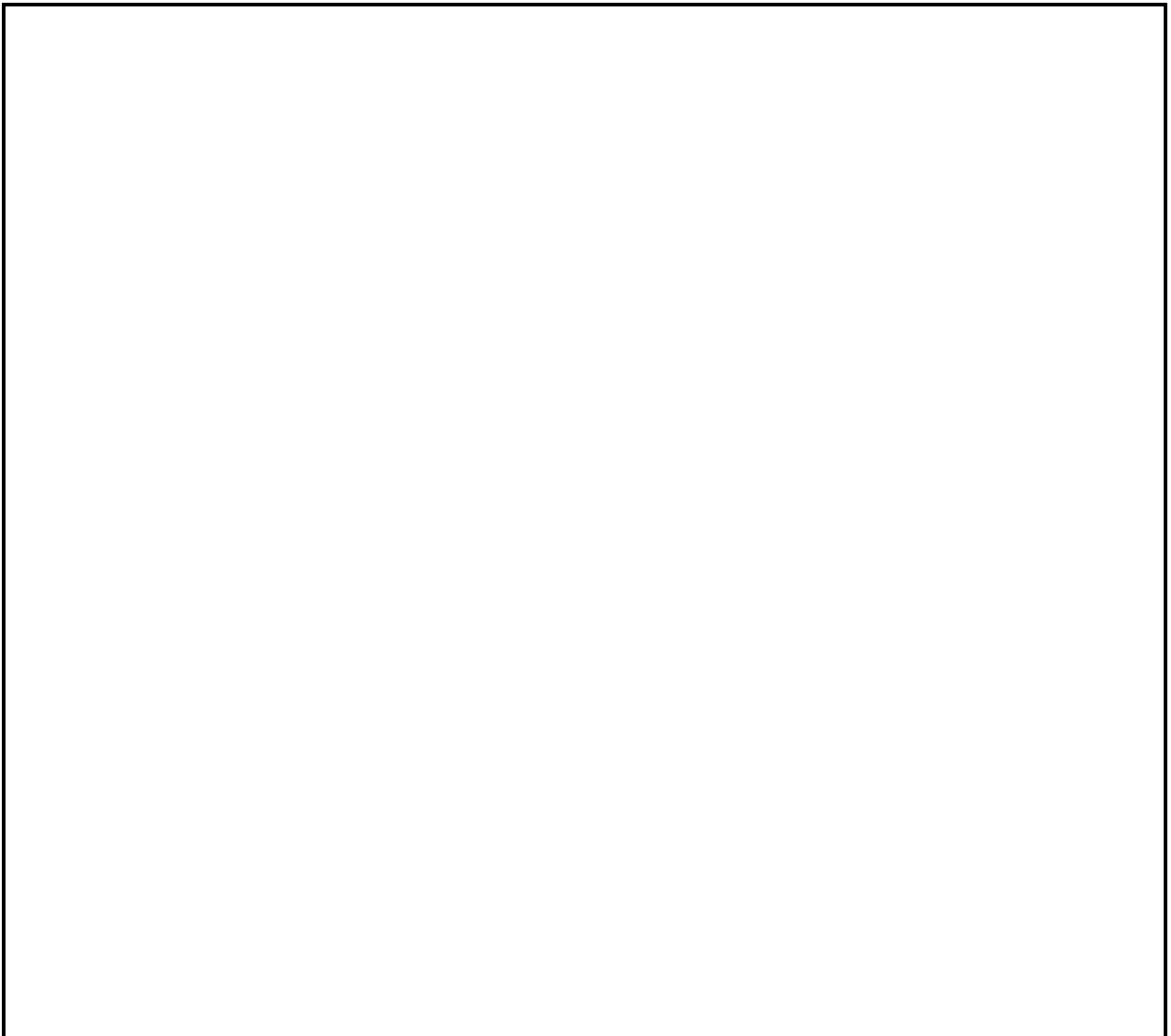
(7) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

(別紙様式A)

業務に対する理解度

富士山麓地域における保護及び利用上の課題、適正利用推進のために必要な条件をご提案ください。



(※) 本様式はA 4版2枚以内とする。

業務の実施方法等の提案

1. 業務の骨子（1）の実施内容

調査について、調査方法を具体的に提案してください。

2. 業務の骨子（2）の実施方法

IP 全体計画の作成について、作成にあたっての手法、（2）①～③を含めた計画の全体像、役割分担、有識者等について具体的に提案してください。

3. 業務の骨子（3）の実施方法

IP 全体計画に基づく山中湖エリアの取組について、SUP の目標達成やトレイルの活用推進、ネイチャーポジティブな仕組みの中での地域経済活性への寄与等を考慮して、具体的に提案してください。

注 本様式は全項目合計でA 4版6枚以内に記載すること。

(別紙様式C)

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA4版1枚に記載すること。

業務実施体制 (配置予定管理技術者)

管理技術者

氏名		生年月日	
所属 役職		経験年数 (うち本業務の類似業務の従事年数) 年 (年)	
学歴 (卒業年次/学校種別/専攻)			
従事技術分野の経歴 (直近の順に記入)			
1)		年 月～ 年 月 (年 ヶ月)	
2)		年 月～ 年 月 (年 ヶ月)	
3)		年 月～ 年 月 (年 ヶ月)	
主な手持ち業務の状況 (手持ち業務の総数: 年 月 日現在 件)			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○業務の概要			
保有資格			
○主な資格 (技術士など)			

注1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）



注1 本様式はA4版1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

過去5年間における国内観光地の適正利用に関する業務、IP全体計画作成業務の実績

業 務 名			
発 注 機 関 (名称、住所)			
(受託企業名)			
(受託形態)			
履 行 期 間			
業 務 の 概 要			
技 術 的 特 徴			
予 定 管 理 技 術 者 の 従 事 の 有 無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。

注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合)

認証の有無：
認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)
現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

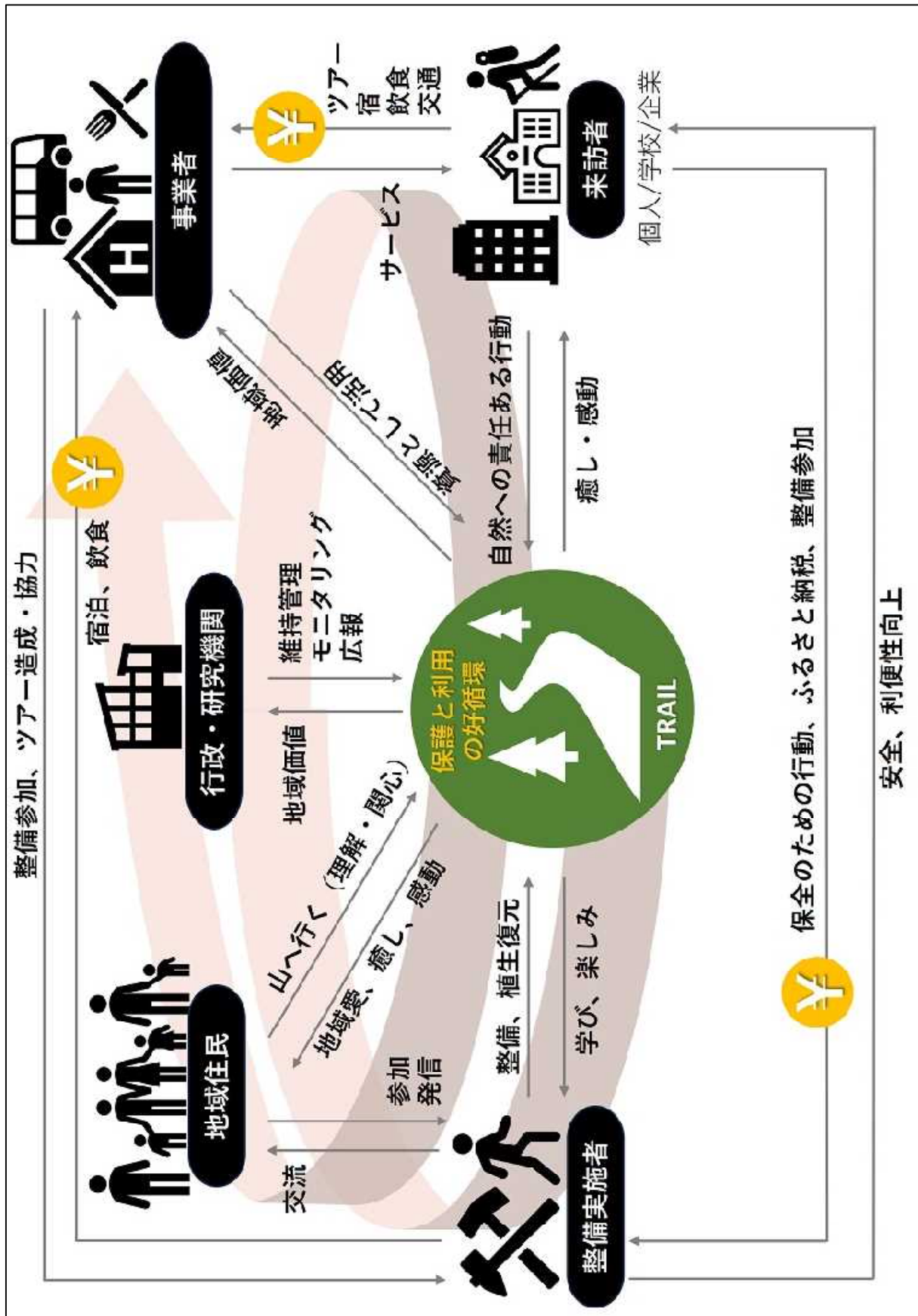
注2 証明書及び規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

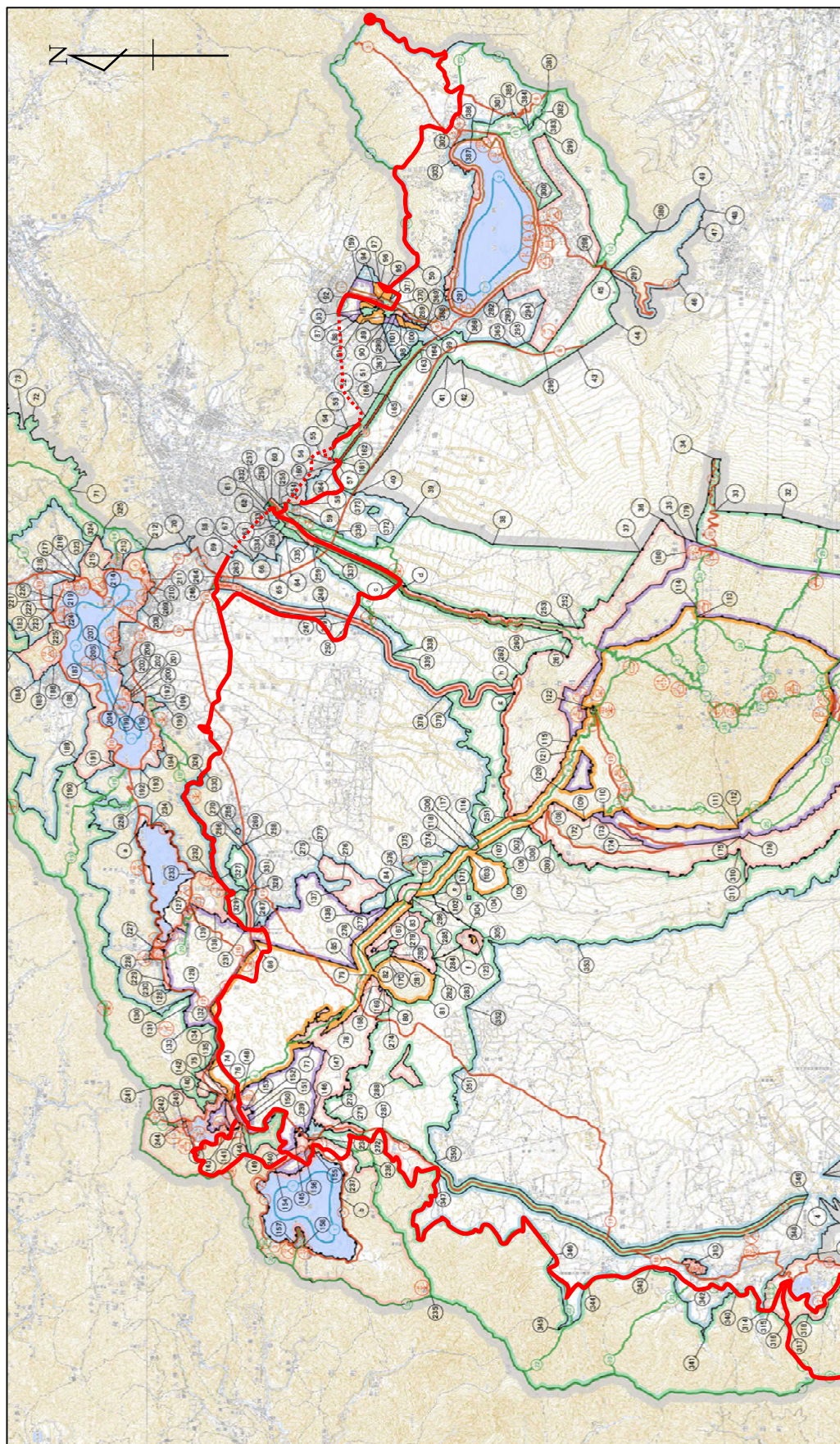
認定等の有無：	
認定等の名称：	(認定段階：) (計画期間：○年○月○日～○年○月○日)

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が100人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。

ネイチャーポジティブなビジネスモデル



赤線：東海自然歩道



「山中湖」ストーリー

—— 山中湖村トレイルのコンセプト ——

山中湖村トレイルのコンセプト

富士、巨石、^{みずうみ}湖、草原、野鳥
至高の景色
自然と人を未来へ繋ぐ「トレイル」

(解説)

- 『富士』 : 山中湖村から見える雄大な富士山
- 『巨石』 : 石割山八合目付近に鎮座する石割神社の御神体
- 『湖』 : 山中湖村に住む人が「湖」と呼ぶ山中湖
- 『草原』 : 入会組合による火入れで維持されてきたススキ草原
- 『野鳥』 : 多様な自然環境が生んだ日本有数の野鳥の生息地

これらのキーワードは全て山中湖村内のトレイル（登山道）から見ることができ、季節や時間によって変わる至高の景色は、山中湖村に住む人々が日常的に見ることができる贅沢な風景であり、観光客が山中湖村を訪れることで体験できる唯一無二の価値です。

そして、人々が山と暮らしてきた歴史や、生活の糧や遊び場となっていた自然を、これからも「トレイル」を通じて未来へと繋いでいきたい、そんなメッセージが込められたコンセプトとなっています。



富士



巨石



湖



草原



野鳥

- 地域が守ってきた里山と原生の自然
- 霊峰富士と湖、太陽が織りなす風景
- 代々受け継がれてきた人々の強いきずな

山中湖村は首都圏から近いにも関わらず、石割神社周辺のブナ林や桂の大木など原生に近い自然が残されています。一方、この地域は火山灰性の土壌や寒冷な気象条件で耕作に適さなかったため、人々は厳しい環境の中で、鎌倉往還での馬による物資運搬の他、山菜、野草、茅、まぐさ、薪など周囲の山々からの資源を生活の糧として、山仕事、湖での漁業など自然に寄り添い、生き抜いてきました。明神山を中心とした草原は生活の一部として古の時代から平野地区の人々による火入れにより管理され、現在まで維持をされており、今ではそのススキ草原が織りなす絶景が、世界に誇る重要な観光資源として訪れる人々を魅了しています。約100年前まで日本各地にあった草原は人々の生活環境の変化などによってごく僅かとなり、北富士演習場、明神山周辺などの広大なエリアが半自然草地として維持されていることは全国的にみても非常に希少です。また、草原は野鳥や昆虫にとってなくてはならない生息地であり、原生的な自然と人々が手を入れて守ってきた自然が混在することで、多様な生態系を生み出しています。中でも野鳥は日本有数の生息地であり、野鳥観察の「聖地」となっています。そのような自然が評価され、村全体が富士箱根伊豆国立公園に指定されています。



山中湖と三方を取り囲む山々、そして富士山がある山中湖村では、風景の中心には常に山中湖と富士山があり、至る所で絶景に出会うことができます。朝日に照らされる紅富士や赤富士、山中湖を覆う雲海、雲海が抜けた後の白い虹、三ヶ峠から花の都公園まで場所を変えながら4か月半にわたって見ることができるダイヤモンド富士など、四季や太陽の位置、角度によって富士山と山中湖は様々な姿を見せ、来訪者だけでなく、住民にとっても感動を与え、必要不可欠な存在となっています。



山中湖村には厳しい環境を生き抜いてきた中で培われた団合力、助け合う風土があり、そのきずなが代々受け継がれています。今でも石割神社祭や道祖神祭など地域が一体となって伝統行事を守り続けています。一方で、移住者や観光客も多く、村民でなくても祭りや伝統行事などに気軽に参加することができます。新たな交流や取り組みが生まれています。

また、地域が子育てに寛容であり、子どもが自然の中でのびのびと育つ環境があります。

自然、いきもの、景色、人、、、山中湖村のあらゆる多様性が全ての人々に心休まる空間を生み出しています。



- 迫力の富士山と山中湖の大パノラマ
- 気軽に味わえるロングトレイル気分
- 野鳥の聖地での鳥たちとの出会い
- 巨石が御神体の歴史ある神社で勝負の御利益

山中湖村のトレイルを歩く醍醐味は富士五湖の中で一番の近さから望む迫力の富士山と山中湖、南アルプスの展望です。湖を囲む 1300m 前後の山々はアクセスも良く、初心者でも気軽に身近にある自然を楽しむことができます。大平山、明神山、石割山などルートも沢山あるので、ハイカー、トレイルランナーそれぞれに合ったプランで富士山の大展望を楽しみながらロングトレイル気分を味わうことができます。ブナ林、ススキ草原、湖と多様な自然を有することから野鳥の宝庫として、野鳥愛好家憧れの地でもあり、クロツグミ、ヒレンジャク、ヒドリガモなど様々な野鳥たちとの出会いも楽しみのひとつです。



中でも石割山は、登山口からいきなり 403 段の石段が待っていますが、苦勞して進むと八合目付近には桂川の名前の由来ともなった桂の大木と、地域の伝承によると約 240 年前に発見された巨石が鎮座しています。天岩戸伝説の地とも言われ、見る者を圧倒するこの石が御神体であり、石の字に割れているところから石割神社の名がついたとされています。その割れ目を 3 回巡ることで願いが叶うと言われています。勝負の神様でもあり、地域のスポーツ少年団の子どもたちは毎年正月に必勝祈願に訪れています。また、神社はパワースポットとしても知られており、そのパワーを感じながら登った石割山の頂には富士山の大パノラマが待っています。その圧倒的な景色は長い石段を登った苦勞を忘れさせるほど、人々の心に訴えかけてきます。



- 山中湖村トレイルならではの自然を活用し、地域を元気に
- 地域住民が価値を知り再び山へ
- 行政、地域住民、来訪者みんなの力で保全を

山中湖村を訪れる観光客は日帰りや短期滞在が多く、山々から見える朝焼けや雲海、夜空の星など、朝や夜ならではの自然の楽しみ方がまだまだ知られていません。また、村内では石割神社以外にも有名な神社や、数々の文化人にも愛された土地として、地域の歴史や文化に触れることができます。トレイルを軸にこれらの資源を繋ぎ、地域経済を活性化させることを目指しています。



来訪者に山中湖村が誇る多様な自然をPRするには、まず住民がその価値を知ることが重要です。地元住民が山に入る新たなきっかけとして、森林資源を活用した新たな価値の創造を図ったり、田舎の原風景という地域資源を次世代へ継承していくなど、今日において山に入る理由をつくる（日常生活と山とのつながりを再構築する）「新たな里山文化づくり」が重要です。また、地域に住む子どもにも、地域の山や自然について学ぶ機会を提供することで、実体験を通じて山への想いを醸成していきたいです。



近自然工法での登山道補修は、生物多様性やSDGsを学ぶ非常によい場であり、環境やSDGsなどに関心がある学校・企業などを受け入れることで、村内の自然や観光資源に触れていただくとともに、保全が推進されていきます。これらの取り組みを村内のトレイルで具体的かつ継続的に実施していくことが重要であり、また、行政、住民、来訪者など様々な立場の人々が広く関わっていくことで、地域全体で保全と利用の好循環が図られることを目指します。



- トレイルランナーやハイカーなど利用者が始めた新たな登山道補修
- 自然の中から答えを探し、自然の力を借りる
- 小さな芽がもたらす喜び
- 自らの手で、みんなと一緒に道を直す楽しみ
- また山頂まで遠足に

このように石割山のトレイルは人気のコースですが、長年多くのハイカーが登山道を歩いたり、雨や霜により土が流れ出てきたことで、樹々の根がむき出しになり、手を使わずには登れないほど荒れてしまっていました。また、時代の変遷などにより、かつてのように日常生活において山に入る必要性がなくなり、自然への関心が薄れてきたことで、トレイルの荒廃が進んでしまいました。住民による定期的な整備も行われていましたが、



Before



After

気候変動によるゲリラ豪雨や高齢化による担い手不足も重なり、荒廃が進む一方でした。地元の子どもたちもかつては遠足に訪れていましたが、危険なため使われなくなってしまっています。そのような状況にトレイル利用者の中で『トレイルをなんとかしたい』という声は多かったものの、直す術がわからずにはいましたが、近自然工法との出会いにより、2022年5月からトレイルランナー、ハイカーによる登山道補修が始まり、現在は『子どもたちがまた遠足に』との想いで地域の人々とともに活動を進めています。

補修には、歩きやすさだけを重視するのではなく、自然界の構造を取り入れ、現場の自然を観察し、生態系の復元を目指す近自然工法を取り入れています。どうすれば自然が復元するかを考えて、水の流れや植物の再生を想像しながらの作業です。そのため、1度整備して完成ではなく、長い時間をかけて実現していくものであり、正解は1つではなく、都度自然に問いかけ、トライ&エラーを繰り返しながら進めていくことが重要となります。この方法は自然と共に暮らしていた昔の人にとっては当たり前だったであろうことを、自然との距離が遠くなった我々に多くの気づきとして与えてくれました。



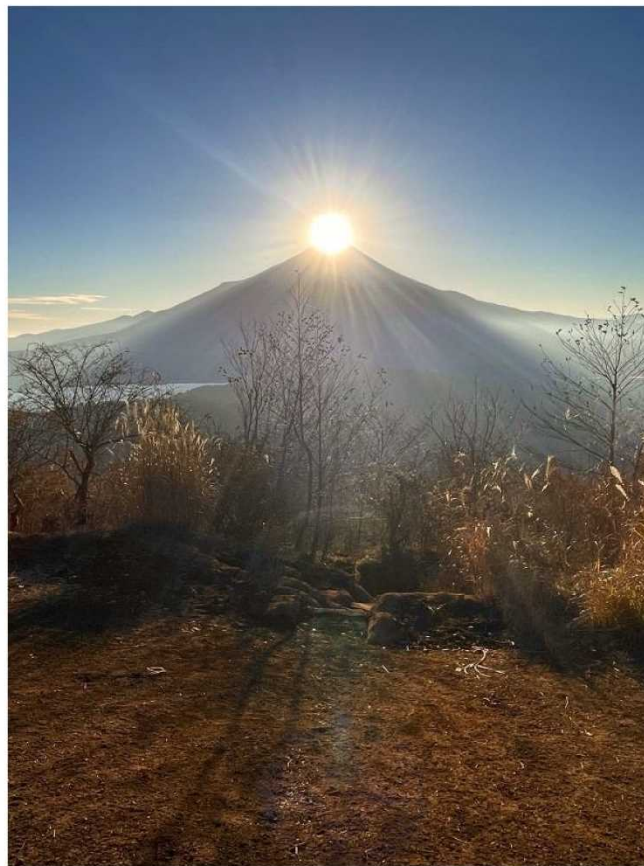
大木や土砂を人力で運ぶこと、その場に合った補修方法を考えることは決して簡単ではありませんが、みんなで考え、力を合わせて直したトレイルは「自分たちでもこんなことができるんだ」という大きな驚きと自信、そして自然を知る楽しさを与えてくれています。さらには山を楽しむ新たな「アクティビティ」としての可能性も感じています。そんなさまざまな夢をみんなで語り、遠くない将来に子どもたちがまた遠足で石割山を登り、昔のように山頂で「ハンカチ落とし」をする姿を思い描きながら活動しています。



- 住民からも観光客からも愛され、誰もが幸せを感じる、“感幸地”でありたい
- 住民にとっても山中湖村を訪れる方にとっても、山中湖村に『誇り』を持てる、『愛郷心』を持てる地域にしたい
- 地域の自然をみんなで保全し、しっかりと次世代に引き継いでいきたい

山中湖村の住民だけでなく、訪れる方にとっても、日本の誇れる「自然」「文化」の地として、誰もが幸せを感じられる「感幸地」であり、誰からも愛される『愛着』や『愛郷心』を持てる地域にしたいです。

そのためには、山中湖の自然と人を繋ぐ道（トレイル）を活用し、活用することで地域の大切な宝である自然が保全されることが重要であり、時代が変わりゆく中でも、しっかりと次の世代に伝えていくことを使命とします。



石割山山頂からのダイヤモンド富士

